

グリーン調達ガイドライン

(環境関連物質管理基準)

基準番号： HS - Q3 - 07

制定日： 2003年6月2日

発行日： 2010年4月1日

(第9版) 2010年4月1日

承認	確認	作成
品質保証本部	安全環境課	安全環境課
星野	若杉	一海

加賀コンポーネント株式会社

基準番号 HS - Q3 - 07	基準名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	1 / 10 ISSUE 5
----------------------	---------------------	-------------	-------------------

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
1	2003.6.2	初版発行 基準名 使用禁止物質運用基準 基準番号 HS - Q3 - 07	4	1	上西	櫻井
2	2003.12.1	1) 6項に環境管理物質の管理基準を追加した	5	2	上西	櫻井
3	2004.5.20	全面改訂により、基準名を「使用禁止物質運用基準」から「環境関連物質管理基準」に変更した	2	3	上西	櫻井
4	2005.4.1	全面改訂により、基準名を「環境関連物質管理基準」より「グリーン調達ガイドライン」に変更した。 主な変更点として環境管理物質の管理水準の 1) カドミウム及びカドミウム化合物 レベル2で亜鉛を含む金属について納入禁止時期を明確にした 2) ポリ塩化ビニール(PVC)及びPVC混合物 対象製品及び納入禁止時期を明確にした 3)(4)電池に関する追加事項の項目を追加	1~ 22	1		上西 遠山
5	2006.4.1	1)環境方針内容に下記項目を追加した ・緑化の推進 ・環境規制物質対応製品の開発・設計の推進 ・グリーン購入の推進	2	2		
		2)環境管理物質の管理水準について物質の対象範囲及び納入禁止時期を変更した カドミウム及びカドミウム化合物 表面処理の用途をより明確にするため「表面処理(めっきなど)コーティング」を「表面処理(電気めっき、無電解めっき)、コーティング」と変更した これまでレベル2であった「亜鉛を含む金属(黄銅、亜鉛ダイカストなど)からなる部品・部位でカドミウムの含有量が100ppmを超えるもの」をレベル1即時納入禁止とした。また亜鉛ダイカストは削除し、溶融亜鉛めっきを追加した	7	2		
		鉛及び鉛化合物 これまでレベル3として管理してきた「無電解ニッケルめっき、無電解金めっき時の添加剤に使用する鉛」について無電解ニッケルめっき、無電解金めっきで、めっき皮膜中の鉛含有量が管理の方法によって鉛含有量が1000ppmを超えてしまう可能性があるため、レベル1即時納入禁止とした。 レベル1の項目で「許容濃度*1以上含有する各種合金(はんだ材料を含む)」を「許容濃度(*1)を超えて含有する各種合金(はんだ材料を含む)」に変更した	8	2		星野 遠山

基準番号 HS - Q3 - 07	基準名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	2/10 ISSUE 1
----------------------	---------------------	-------------	-----------------

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
5	2006.4.1	適用除外の項目で「含有する下記合金(*1)」を「各種合金の鉛含有許容濃度(*1)」とした	8	2	星野	遠山
		六価クロム化合物 「めっき表面の防錆処理(ねじ、鋼板など)、インキ/塗料の顔料等の成分として含まれるものなど、全ての用途」の表現を実際に則し「塗料、インキ、その他添加剤など部品、材料の成分として含まれる用途」と「めっき、化成処理などの表面処理(ねじ、鋼板など)において、被処理部位に残留している場合」に分けて表記した	9	2		
		塩素化パラフィン(CP) ノルウェーなどの法規制に合わせ、全ての用途の使用についてレベル1即時納入禁止とした				
		有機臭素系化合物 デカブプロモジフェニルエーテル(DecaBDE)を含むポリブプロモジフェニルエーテル(PBDE) PBDEにDecaBDEが含まれることを明確にするため「ポリブプロモジフェニルエーテル(PBDE)」から「デカブプロモジフェニルエーテル(DecaBDE)を含むポリブプロモジフェニルエーテル(PBDE)」に変更した	10	2		
		特定アゾ化合物 指定された試験方法により分解して特定アミン化合物を発生する「特定アゾ化合物」が対象であることを明確にするため表記を変えた 測定法の引用先をドイツ日用品規則から、76/769/EECに変更した また表5.2に記載のアミン化合物自体も対象となる旨を明記した				
		ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC混合物 新規モデルという表現は他のレベル1物質と同様の管理を行うため廃止した 代替材料の開発状況と、技術的課題を考慮しレベル2とレベル3の区分見直しを行った 当初よりポリ塩化ビニールを使用していない「非接触ICカード(FeliCa)用基材」をレベル1に加えた 初版発行時より、代替材料に切り替わっている「パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルオーディオ用キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地及びコーティング剤」をレベル1即時納入禁止とした	12	2		
		レベル2物質の納入禁止時期を2007年1月1日から4月1日に変更した 新たにレベル2に「フレキシブルフラットケーブル(FFC)」を追加した レベル3として「車載機器取付け用吸着盤」「業務用エレクトロニクス製品用キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地およびコーティング剤」を追加した				

基準番号 HS - Q3 - 07	基準名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	3/10 ISSUE 2
----------------------	---------------------	-------------	-----------------

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
5	2006.4.1	(3) 包装材に関する事項 測定に関しては内容を明確にするため下記表記に変更した (1)六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、 4元素合計で100ppm未満であることを確認する。この場合カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。 (2)もし、4元素合計で100ppm以上の場合はまずカドミウム鉛、水銀の含有量の合計が100ppmであることを確認する。 (3)さらに、六価クロムの検出判定を行い、最終的に六価クロムが検出されないこと 六価クロムの検出判定法の前処理に関しては「温水抽出法」を「沸騰水抽出法」に変更した	13	2		
		(4) 電池に関する追加事項 レベル1鉛の項目をより明確にするため「小型シール鉛電池を除く「電池及び電池パック」で、その鉛含有量が、電池の総重量に対して鉛を0.4%以上含むもの」という表記に変更した レベル1水銀の項目で、中国電池規制を遵守するため「中国向けのマンガン乾電池とアルカリマンガン電池は0.0001%以上のもの」を追記した レベル1で表記していた「すべてのニッケル、カドミウム電池は2007年1月から納入禁止とする」をレベル2に変更した 適用除外 水銀の項目で「中国向けの、マンガン乾電池とアルカリマンガン乾電池は、0.0001%未満のもの」を追記した	14	2		
		5.7の環境管理物質全廃計画を削除し、新たに「レベル1 使用禁止物質及びその閾値」の表を追加した	19	2		
		5.8 物質と各国・地域の法規制について2006年1月に確認した内容に変更した	20	2		
		6.4 具体的な調査方法について調査回答ツール及び資料関係ダウンロード先を弊社ホームページからに変更した	21	2		
		(3)環境管理データーの提出の ICPデーター測定物質を現在のカドミウム・鉛に加えて下記物質を追加する 水銀及び水銀化合物(Hg) 六価クロム化合物(Cr ⁺⁶) ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE) ポリブロモビフェニル(PBB)	22	2		
6	2007.4.2	1)目次のページの「18, 19, 20, 21, 22」を訂正した 「製品に含まれるRoHS禁止物質に関する保証書」を追加した	1	3		
		2)4.加賀コンポーネント(株)のグリーン調達システム 蛍光X線分析装置に「Hg, Cr, Br」を追加した	5	2		

基準番号 HS - Q3 - 07	基準名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	4/10 ISSUE 1
----------------------	---------------------	-------------	-----------------

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
6	2007.4.2	3) 5.4項の表5.1環境管理物質名一覧 新規物質として、下記物質を追加した 「酸化ベリリウム」「ベリリウム銅」「特定フタル酸エステル」 「ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン」	6	3	星野	遠山
		4) 5.4 環境管理物質の管理水準について物質の対象範囲及び 納入禁止時期を変更した 鉛及び鉛化合物 レベル1の項目「無電解ニッケルめっき、無電解金めっき等の無電 解めっき被膜で～」と変更した レベル3を追加した	8	3		
		六価クロム化合物 「金属クロム、合金中のクロムは対象外」を削除した 塩素化パラフィン 物質名を「短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)」と変更した 「塩素含有量48wt%以上」を削除した	10	3		
		特定アゾ化合物 「76/769/EECで引用される試験法に基づいて分解し、表5.2aの アミンが発生するアゾ化合物と表5.2aのアミン」は特定アゾ化合 物の説明であるため、欄を設けて記載した。	11	3		
		表5.2を表5.2aとしページ15からページ12に移動した	12	2		
		ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC化合物 レベル2にあった「木製スピーカーの外装に使用されるシート、ラミネート」、 「絶縁板、化粧板、ラベル、シート、ラミネート」、「フレキシブルフラットケーブル (FFC)」をレベル1とした レベル2にあった「接続コード(1)」をレベル3にした 新たにレベル3として「機内配線用止め」を追加した	13	3		
		下記物質を新たに追加した ・酸化ベリリウム レベル2 使用禁止時期2008年4月1日 ・ベリリウム銅 レベル3 ・特定フタル酸エステル レベル3 ・ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン レベル3	14	1		
		電池に関する追加事項 これまでレベル2であった「ニッケル・カドミウム電池」をレベル1 とした	16	3		
		5) 5.7 レベル1使用禁止物質及びその閾値 No.8,No9の「有機臭素系化合物」を「特定有機臭素系化合物」 に変更した	20	3		

基準番号 HS - Q3 - 07	基準名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	5/10 ISSUE 2
----------------------	---------------------	-------------	-----------------

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
6	2007.4.2	6)5.8 物質と各国・地域の法規制 2007年1月現在とした	21	3		
		7)6.3項の ICPデータ ICPデータの有効期限を明記した 「製品に含まれるRoHS禁止物質に関する保証書」を作成した (HS-Q3-07様式-3)	23	3		
		8)製品にふくまれる環境関連物質に関する保証書 No.8,No.9の「有機臭素系化合物」を「特定有機臭素系化合物」 に変更した	様式2		星野	遠山
7	2008.4.1	1)5.4(3)の「追加事項」を「包装材に関する事項」に変更した 「5.4.(4)電池に関する事項」を追加した。 目次のページ「19,20,21,22,24」を訂正した	1	4		
		2)3.(3)環境管理物質の管理水準に「適用除外」を追加した 「3.(7)納入禁止時期」を新たに追加した	4	2		
		3)5.4項の表5.1 環境管理物質名一覧 「塩素化パラフィン(CT)」を「短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)」に 変更した 「パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)」及び「特定ベンゾトリ アゾール」を新たに追加した	6	4		
		4)5.4(2)項の「環境管理物質の管理水準」について、下記の 追加及び変更を行った カドミウム及びカドミウム化合物 (注)に「ASTM F963-03,ASTM D 5517」を追加した	7	4		
		鉛及び鉛化合物 適用除外に「異方向性伝導膜(ACF)および異方向性伝導ペースト (ACP)にはんだを使用する場合～」を追加した (注)に「ASTM F963-03,ASTM D 5517」及び「またEN1122は鉛 に対する前処理法としては不適用である」を追加した	8 9	4 3		
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)の項目に「ポリ塩化ナフタレン(PCN), ポリ塩化ターフェニル(PCT)」を追加した 「塩素化パラフィン(CP)」を「短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)」 に変更した	10	4		
		トリブチルスズ化合物「(TBT)」、トリフェニルスズ化合物「(TPT)」 と明記した	11	4		
		ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC化合物の除外項目にて 「トランスリード部(ワニス含浸するもの)」を1項目に訂正した 「汎用ケーブルが使用できない用途」を「汎用品が使用できない ケーブル」に変更した	13	4		

基準番号	基準名	ページ	6/10
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 1

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
		酸化ベリリウム 「レベル1 レベル3以外の全ての用途」「2008年4月1日から」 「レベル3 特殊用途で代替がないもの」に変更した ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC) 「レベル3」を「レベル1」に変更、「製品に搭載する」を追記 納入禁止時期を「2008年4月1日から」とした	14	2		
		「パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)」 「特定ベンゾトリアゾール」 を追加した	15	1		
		5)5.4(3) 包装材に関する事項 レベル1を「表5.3記載の包装部品・材料が対象」と変更した 適用除外を「輸送業者または部品納入業者が所有する通函」に 変更した	16	3		
		「表5.3包装材の識別」を「表5.3包装部品・材料の識別の具体例」 に変更し、下記項目を追加した 「カートン(箱)」「封筒」「仕切/スペーサ」「トレイ」「リール」	17	2		
		6)5.4(4) 電池に関する事項 「電池に関する追加事項」を「電池に関する事項」に変更した Cd、Pb、Hgの対象を訂正及び追加した 納入禁止時期「2008年4月1日」を追加した 「適用除外」を削除した	18	4		
		7)5.5 適用除外リスト 「カドミウム・鉛・水銀」の対象・適用範囲を5.4.2の「適用除外」 と同じ表現にした 「ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC化合物」を追加した 「パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)」を追加した	19	2		
		8)5.6 含有の可能性が高い用途一覧【参考】 「パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)」を追加	20	2		
		9)5.7 レベル1使用禁止物質及びその閾値 「閾値(ppm)」を「閾値(ppm未満)」に訂正した 「ポリ塩化パラフィン(CP)」を「短鎖型ポリ塩化パラフィン(SCCP)」 に変更した 「アゾ化合物」を「特定アゾ化合物」に訂正した 下記物質を追加した 「ポリ塩化ビニル(PVC)」「酸化ベリリウム」「ハイドロフルオロ カーボン(HFC)」「パーフルオロカーボン(PFC)」「パーフルオロ オクタンスルホン酸(PFOS)」「特定ベンゾトリアゾール」	21	4		

基準番号	基準名	ページ	7/10
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 2

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
		10)5.8 物質と各国・地域の法規制 「注」2007年1月現在」を「2008年3月現在」に変更した 鉛およびその化合物に「アルゼンチン・ポータル電気エネルギー法律」を追加した	22	4		
		「重金属(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム)」を23頁に移動した 「酸化ベリリウム」「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」「パーフルオロカーボン(PFC)」「パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)」「特定ベンゾトリアゾール」を追加した	23	1		
		11)6.4(3)項の ICPデータ 「プラスチックは6物質」「金属は4物質」のICPデータの提出と明記した	25	4		
		12) 製品に含まれる環境関連物質に関する保証書 レベル1対象については「別紙添付資料」参照を 「グリーン調達ガイドライン(HS-Q3-07)」を参照に変更した レベル1使用禁止物質を「14物質」から「18物質」に変更した	様式2		星野	遠山
8	2009.4.1	1)環境方針を2009年版に訂正した	2	3		
		2)5.4(1)環境管理物質に「塩化コバルトとオゾン層破壊物質」を追加した	6	5		
		3)5.4(2)項の「環境管理物質の管理水準」について、下記の追加及び変更を行った				
		1)カドミウム及びカドミウム合金 包装材料(P.15)を(P.17)に訂正 測定基準に「IEC 62321:2008」を追記	7	5		
		2)鉛及び鉛合金 包装材料(P.15)を(P.17)に訂正 測定基準に「IEC 62321:2008」を追記	8	5		
			9	4		
		3)水銀及び水銀化合物 包装材料(P.15)を(P.17)に訂正 レベル1の表記を見直して、「適用除外以外全ての用途」に訂正した	10	5		
		4)六価クロム 包装材料(P.15)を(P.17)に訂正				
		15)ポリ塩化ビニル及びPVC化合物 レベル1の「結束バンド」を「アクセサリ、接続コード等を束ねる結束バンド」に変更した	13	5		
		20)パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) レベル2を追加し、禁止時期を2010年4月1日とした	15	2		
		22)塩化コバルトを追加し、レベル1の禁止時期を2009年4月1日、レベル2の禁止時期を2011年4月1日とした				

基準番号 HS - Q3 - 07	基準名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	8/10 ISSUE 2
----------------------	---------------------	-------------	-----------------

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
		23)オゾン層破壊物質(ODS)を追加し、禁止時期を即時とした	16	1		
		4)5.4(3)包装材に関する事項の測定基準に「IEC 62321:2008」を追記した	17	4		
		5)5.7 レベル1使用禁止物質及びその閾値に「塩化コバルトとオゾン層破壊物質」を追加した	22	5		
		6)5.8 物質と各国・地域の法規制 「注」2008年3月現在を「2009年3月現在」に変更した 法規制の最新版に「塩化コバルト、オゾン層破壊物質」を追加した	23 24	5 2		
		7)6.4 具体的な調査方法 (1)調査フォーマットを「JGPファイルver.2」から「JAMP AIS」に変更した 又、必要に応じてJGPファイルでの依頼もあることも明記した JAMPのホームページを追加、JGPSSIのホームページを変更した (3)で「JGPファイルを電子データで」を「JAMP AISをXLM形式で」と変更した	25	3		
		8)「製品に含まれる環境関連物質に関する保証書」に「19.塩化コバルト、20.オゾン層破壊物質」を追加しタイトルに「Ver.8」を追加した	様式2			星野 遠山
9	2010.4.1	1)目次の項目にて「5.2 適用範囲、5.3 用語の定義」を削除した。 2)環境方針6.(5)項の表現を「グリーン調達の推進(環境負荷化学物質の管理)」とした。 3)3.(3) レベル3に「代替部品・材料開拓～レベル2に移行し、逐次全廃していきます」と追加した。 4)表5.1環境管理物質名一覧表に「ジブチルス(DBT)化合物」「ジオキシルス(DOT)化合物」「フマル酸ジメチル(DMF)」を追加した。 「トリブチルス化合物(TBT)、トリフェニルス化合物(TPT)」を「三置換有機スルホン化合物(トリブチルス(TBT)化合物、トリフェニルス(TPT)化合物を含む)」と表記を改めた。 5)5.2.(2)項の1)がミウム及びがミウム化合物 ・光学ガラスをレベル2とし、納入禁止時期を2010年6月1日とした。 ・測定基準「(1)前処理、(2)測定法」の内容を全面修正した。 6)5.2.(2)項の2)鉛及び鉛化合物 ・適用除外項目に記載されている以外の用途に使用されるガラスをレベル2とし、納入禁止時期を2010年6月1日とした。 ・マイクロプロセッサの端子とパッケージの接合に使用されるはんだで、2種類を超える元素からなり、鉛の含有率が80wt%を超え、85wt%未満のものをレベル2とし納入禁止時期を2010年6月1日とした。 ・適用除外項目の表現を見直した。 ・測定基準「(1)前処理、(2)測定法」の内容を全面修正した。	1 2 3 6 7 8 9	6 4 2 6 6 5		

基準番号 HS - Q3 - 07	基準名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	9/10 ISSUE 1
----------------------	---------------------	-------------	-----------------

規程、基準の改訂内容管理表 10
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
		7)5.2.(2)項の3)水銀及び水銀化合物 ・レベル2を追記し、納入禁止時期を2011年1月1日とした。 ・適用除外項目の表記を見直した。	10	6		
		8)5.2.(2)項の11)「三置換有機スズ化合物」に変更した。 「12)ジブチルスズ(DBT)化合物、13)ジオクチルスズ(DOT)化合物」を追加した。14)以降は番号が繰下げになった。	11	6		
		9)5.2(2)項の15)アゾ化合物の測定法の引用先を「76/769/EEC」から「REACH規則(EC)No.1907/2006・付属書XVII」に変更した。	12	6		
		10)5.2(2)項の17)ホリ塩化ビニルにてこれまでレベル3にあった「車載機器取付け用吸着盤」をレベル1とし、納入禁止時期を2010年4月1日とした。	13	4		
		11)5.2(2)項の18)酸化ベリリウムにてレベル3を削除し「すべての用途」をレベル1とした。	14	6		
		12)5.2(2)項の22)パーフルオオクタン sulfonic acid ・「適用除外を除く全ての用途」をレベル1とした。 ・適用除外を「業務用写真フィルム、半導体用のレジスト」とした。	15	3		
		13)表5.2c 「オゾン層破壊物質(ODS)の一覧」の名称に日本語表記を追加をした。 5.2(2)項「26)ホルムアルデヒド(HCHO)」を追加し、納入禁止時期を2010年4月1日とした。	16	3		
		14)5.2(3)「包装材に関する事項」を「包装部品・材料に関する事項」に変更した。	17	5		
		15)5.2(4)電池に関する事項 ・Cdの項目を追加し、納入禁止時期を2010年4月1日とした。 ・Pbの項目を追加し、納入禁止時期を2010年4月1日とした。	19	5		
		16)5.3 適用除外リスト ・鉛及びその化合物の「対象・適用範囲」を変更した。 ・水銀及びその化合物の「対象・適用範囲」を変更した。 ・パーフルオオクタン sulfonic acid(PFOA)の「対象・適用範囲」を変更した。	20	3		
		20)5.4 含有の可能性が高い用途一覧【参考】の含有物質に下記物質を追加した。 ・ジブチルスズ(DBT)化合物 ・ジオクチルスズ(DOT)化合物 ・酸化ベリリウム ・特定ベンゾトリアゾール ・塩化コバルト ・ホルムアルデヒド(HCHO)	21	3		

基準番号 HS - Q3 - 07	基準名 グリーン調達ガイドライン	ページ 10/10	改訂履歴 ISSUE 1
----------------------	---------------------	--------------	-----------------

規程、基準の改訂内容管理表
(HS-A1-02 付表-01)

版	改訂年月日	改訂内容	ページ	ISSUE:	承認	担当
		21)5.5レベル1使用禁止物質及びその閾値 ・No.9の物質名を「三置換有機スルホ化合物」とした。 ・No.21「ジブチルスルホ」、No.22「ジオクチルスルホ」、No.23「フマル酸ジメチル」を追加した。	22	6		
		22)5.6 物質と各国・地域の法規制 ・2010年2月現在の情報に修正した。 ・物質名を「三置換有機スルホ化合物」に変更した。 ・「ジブチルスルホ、ジオクチルスルホ、フマル酸ジメチル」を追加した。	23 24	6 3		
		23)6.4(3)項の「注」を削除し「原材料の場合は、JAMP MSDS plusも提出」と追記した。	26	6		
		24)「製品に含まれる環境関連物質に関する保証書」にて下記変更、追加をした。 ・9.三置換有機スルホ化合物に変更した。 ・21.ジブチルスルホ、22.ジオクチルスルホ、23.フマル酸メチルを追加した。 ・保証書をVer.8からVer.9に変更した。 ・対象製品リストを追加した。	様式2			星野 遠山

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 1/27
		改訂履歴 ISSUE 6

目 次

	ページ
加賀コンポーネント株式会社の環境理念(環境方針)	2
1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 用語の定義	3
4. 加賀コンポーネント株式会社のグリーン調達システム	5
5. 加賀コンポーネント株式会社の環境管理物質の管理基準	6
5.1 運用目的	6
5.2 環境管理物質と管理水準	6
5.2.(1) 環境管理物質	
5.2.(2) 環境管理物質の管理水準	
5.2.(3) 包装部品・材料に関する事項	
5.2.(4) 電池に関する事項	
5.3 適用除外リスト	20
5.4 含有の可能性が高い用途一覧	21
5.5 レベル1使用禁止物質及びその閾値	22
5.6 物質と各国・地域の法規制	23
6. 環境関連物質の調査手順	25
6.1 運用目的	
6.2 適用範囲	
6.3 用語の定義	
6.4 具体的な調査の方法	
「グリーン調達 取引先調査表」(HS-Q3-07様式-1)	
「製品に含まれる環境関連物質に関する保証書」(HS-Q3-07様式-2)	
「製品に含まれるRoHS禁止物質に関する保証書」(HS-Q3-07様式-3)	

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 2/27	改訂履歴 ISSUE 4
----------------------	---------------------	-------------	-----------------

加賀コンポーネント株式会社の環境理念

加賀コンポーネント株式会社は2002年10月に「環境管理マニュアル」を制定し、このマニュアルを基本に環境保全活動に取り組んでいます。

環境方針

基本理念

私たちの地球はかけがえのないものであり、その地球環境下において全ての生物が健康で持続的な活動を営み、かつ健全な状態を次世代に引き継いでいくために、私たちは環境に対する配慮を怠ることができない。

当社の事業活動、製品、サービスにおいても例外でなく、恵まれた自然環境の中で事業を営む私たちは経営者も従業員も一体となり、協力会社にも呼びかけて、可能な範囲で環境保全に努めていくのが課せられた使命であると認識する。

そのために常に次のことを念頭において事業に取り組み、地球環境に調和し、地域住民や全ての利害関係者からの揺るぎない信頼を維持していくことを公言する。

- (1) 環境に関する法令・規則・協定を順守する。
- (2) 環境パフォーマンスの継続的向上に努める。
- (3) 資源の有効活用とそのため技術・生産の改善を推進する。
- (4) 従業員全員の環境保全意識を高く保ち社会との共生を図る。

方針

当社は各種電源機器及び電子機器の開発・設計・製造及び販売をする会社として社会に貢献するとともに、全ての事業活動の中で環境に与える主要な影響を継続的に改善することによって、緑豊かな地球環境に融和し、地域住民・取引先・従業員・その他の利害関係者から信頼される事業者であり続ける。

そのため、

1. 環境目的及び環境目標の設定。
2. 環境マネジメントシステムを構築し維持。
3. 環境に関する法規制等を順守。
4. 従業員に対する環境教育。
5. 緑化・美化運動の推進。
6. 環境負荷物質の削減を推進。
 - (1) 省エネ製品・環境規制物質対応製品の開発・設計の推進
 - (2) 産業廃棄物の排出量の削減
 - (3) 省資源・省エネルギー活動
 - (4) 廃棄物のリサイクル活動の推進
 - (5) グリーン調達の推進(環境負荷化学物質の管理)

制定日	2005年4月1日	制定者	星野	公布日	2005年4月1日	公布者	上西
-----	-----------	-----	----	-----	-----------	-----	----

規程番号	規程名	ページ	3/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 2

1. 目的

加賀コンポーネント株式会社(以下当社という)は、当社環境理念に基づき環境に優しい製品の開発・設計・製造・販売を進めることで、環境保全の一助となることを目的とします。

この目的のため、環境に配慮した活動をされているお取引先より、環境負荷の少ない材料、部品、製品を優先的に調達する「グリーン調達」を推進いたします。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、海外生産を含む当社の製品に使用する以下の事項に適用します。

- ・製品及びその部品、材料(包装材料/包装部品を含む)
 - ・完成品の委託生産品(当社ブランドで販売するもの)
- (納品物品の搬送等に使用される、梱包・包装材は、除外します)

3. 用語の定義

(1)環境関連物質

以下のいずれかに該当する物質を、「環境関連物質」と呼びます。

- ・製品に含有される事により、直接的または間接的に人体に害を与える可能性のある物質
- ・製品に含有される事により、自然界に拡散して環境を汚染する可能性がある物質
- ・省資源の観点から、製品への含有を管理し、回収して再利用する事が望ましい物質

(2)環境管理物質

製品及びその部品、材料(包装材料/包装部品を含む)に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響(側面)を持つと当社が判断した物質をいいます。

(5.4環境管理物質と管理水準)

(3)環境管理物質の管理水準

以下の3種類の管理水準で管理します。

レベル1

物質とその用途について即時使用を禁止するものです。

但し、許容濃度以下であれば含有を認めますが、不純物としても許容濃度を超えてはなりません。

レベル2

物質とその用途については時期を定めて使用禁止するものです。

表に定める期日以降は、許容濃度を超えて部品、材料に含有されてはならず、当該期日の到来をもって「レベル1」に指定となります。

レベル3

現時点での期日及び削減目標を規定しないが、部品・材料への含有量の削減を目指す物質とその用途及び管理が必要と思われるものを指定したものです。

代替部品・材料開拓および代替技術が確立し導入可能と判断されたものからレベル2に移行し、逐次全廃していきます。

規程番号	規程名	ページ	4/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 2

適用除外

法規制で除外されている、あるいは現時点において代替技術ソリューションがない物質・用途部位。

(4)含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・デバイスまたはそれに使用される材料に、添加、充填、混入または付着することをいいます。

(加工プロセスにおいて意図せずに製品や部材に混入または付着する場合を含む)

(5)不純物

天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質 (natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいい、「含有」として扱いません。

尚、主原料と区別するために「不純物」と呼ばれるものを素材の特性を変える目的で使用する場合は、「含有」として扱います。

また、レベル1管理物質において許容濃度が指定されている場合については、不純物としても当該許容濃度を超えてはなりません。

(6)プラスチックの定義

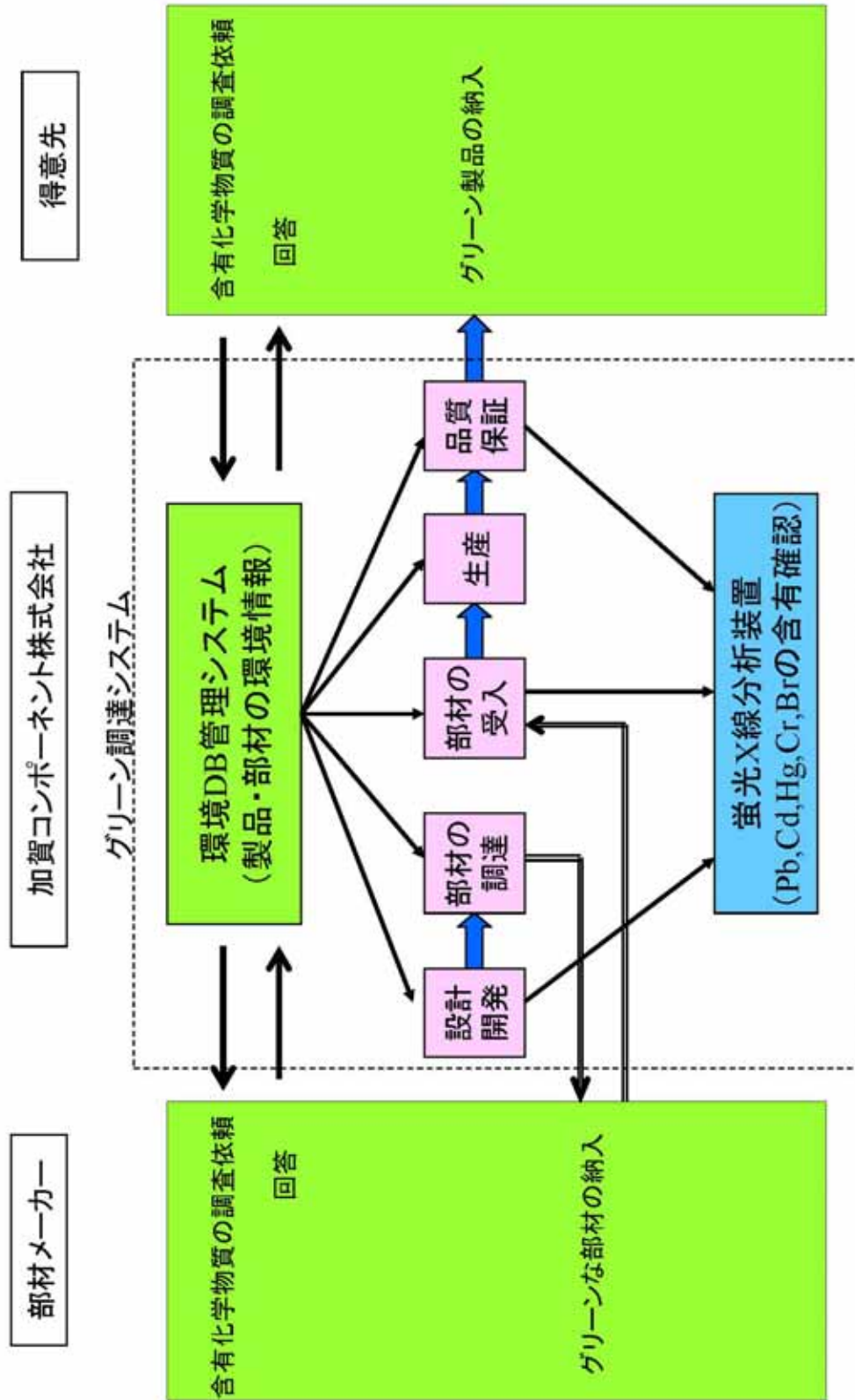
プラスチックとして「合成高分子物質から形成されている材料あるいは素材」と定義します。

例として、合成高分子からできる繊維 / フィルム / 粘着テープ / 成形製品 / 合成ゴム製品 / 植物原料プラスチック / 接着剤などが含まれます。

(7)納入禁止時期

部品・材料の加賀コンポーネントへの納入を禁止する時期。

4. 加賀コンポーネント株式会社のグリーン調達システム



5. 加賀コンポーネント株式会社の環境管理物質の管理水準

5.1 運用目的

当社の製品に使用する部品、部材等に含有する環境負荷物質について、管理水準を明確にし、当社及び部品、部材等のお取引先に周知徹底し、製品の環境水準を維持、向上することを目的とします。

5.2 環境管理物質と管理水準

5.2.(1) 環境管理物質

対象としている環境管理物質名

表5.1 環境管理物質名一覧

物質名	
重金属	カドミウムおよびカドミウム化合物
	鉛および鉛化合物
	水銀および水銀化合物
	六価クロム化合物
有機塩素系化合物	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
	ポリ塩化ナフタレン(PCN)
	ポリ塩化ターフェニル(PCT)
	短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)
	その他の有機塩素系化合物
有機臭素系化合物	ポリプロモビフェニル(PBB)
	デカプロモジフェニルエーテル(DecaBDE)を含む ポリプロモジフェニルエーテル(PBDE)
	その他の有機臭素系化合物
三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む)	
ジブチルスズ (DBT) 化合物	
ジオクチルスズ (DOT) 化合物	
石綿(アスベスト)	
特定アゾ化合物	
ホルムアルデヒド	
ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC混合物	
酸化ベリリウム	
ベリリウム銅	
特定フタル酸エステル (DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP、DNHP)	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)	
パーフルオロオクタンスルホン酸 (塩を含む) (PFOS)	
特定ベンゾトリアゾール	
塩化コバルト	
オゾン層破壊物質 (ODS)	
フマル酸ジメチル (DMF)	

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	7/27 ISSUE 6
----------------------	---------------------	-------------	-----------------

5.2.(2)環境管理物質の管理水準
1)カドミウム及びカドミウム化合物

物質名:カドミウム及びカドミウム化合物		納入禁止時期
解説:金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、カドミウム元素を含有する全ての物質が対象範囲		
対 象		納入禁止時期
	<ul style="list-style-type: none"> ・包装部品・材料(5.2.(3)参照) ・プラスチック(ゴムを含む)材料に用いられる安定剤・顔料・染料(電気配線の絶縁体、リモコン・キー、結束バンド、電子部品の外装樹脂、外筐、ラベル、レコード盤など) ・塗料、インキ ・表面処理(電気めっき、無電解めっきなど)、コーティング。 ・写真フィルム ・蛍光灯(小型蛍光灯、直管蛍光灯) 	即時
レベル1	レベル2、適用除外項目以外の全ての用途。 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・DCモータ、スイッチ、リレー、ブレーカ等の電気接点 ・温度ヒューズの可溶体 ・ガラスおよびガラス塗料の顔料、染料(ガラスに用いる顔料、染料およびガラス用塗料) ・はんだ(カドミウムの含有量が20ppmを超えるもの) ・蛍光表示装置に含有される蛍光体、CdS光導電性セル ・抵抗体(ガラスフリット) など	即時 (2005年1月1日から)
	<ul style="list-style-type: none"> ・亜鉛を含む金属(黄銅、溶融亜鉛めっきなど)からなる部品・部位でカドミウムの含有量が100ppmを超えるもの 	即時 (2005年10月1日から)
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・光学ガラス 	2010年6月1日から
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・高信頼性が要求される電気接点のめっきで代替材のないもの ・フィルタガラス 	

許容濃度:5ppm未満;【測定対象:プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ】

測定基準:

(1)前処理

主な前処理方法:例えば IEC 62321:2008, EPA 3052:1996

- 密閉系酸分解法 (例えば、マイクロウェーブ分解法)
- 酸分解法
- 乾式灰化法

(注) 沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法など)で完全に溶解して溶液化することが必要である。

EN71-3:1994, ASTM F963-96a, ASTM F963-03, ASTM D 5517, ISO 8124-3:1997 に代表される溶出法は、前処理として不適用である。

(2)測定法

主な測定方法:例えば IEC62321:2008

- 誘導結合プラズマ-発光分光分析法 (ICP-OES (ICP-AES))
- 原子吸光分析法(AAS)
- 誘導結合-プラズマ-質量分析法 (ICP-MS)

(注) 前処理と測定法の組み合わせにより、カドミウムの定量下限が5 ppm未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。

規程番号	規程名	ページ	8/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 6

2)鉛及び鉛化合物

物質名:鉛及び鉛化合物		
解説:金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、鉛元素を有する全ての物質が対象範囲		
対象		納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 包装部品・材料(5.2.(3)参照) プリント配線板に用いる鉛を使用した塗料・顔料・インキ 	即時
	<ul style="list-style-type: none"> 部品の外部電極・リード端子等の表面処理 (電気部品/半導体デバイス/ヒートシンク等) ACアダプター、電源コード、接続コード、リモートコントローラー、マウス、機器の外部露出部位に用いられるプラスチック(ゴムを含む)材料中の安定剤・顔料・染料 機器の外部露出部位に用いられる塗料・インキ 	即時 (2004年4月1日から)
	レベル2、レベル3、適用除外項目以外の全ての用途。 例えば、 <ul style="list-style-type: none"> 部品の外部電極・リード端子等の表面処理で、ACアダプタ、リモートコントローラー、半導体デバイスなどに内蔵する部品 鉛が85wt%未満の有鉛はんだにおいて、はんだに含まれる鉛の含有量が1000ppmを超えるもの 許容濃度(*1)を超えて含有する各種合金(はんだ材料を含む) ACアダプター、電源コード、接続コード、リモートコントローラー、マウス、機器の外部露出部位以外に用いられるプラスチック(ゴムを含む)材料中の安定剤・顔料・染料 機器の外部露出部位以外に用いられる塗料・インキ など	即時 (2005年1月1日から)
	<ul style="list-style-type: none"> 無電解ニッケルめっき、無電解金めっき等の無電解めっき皮膜で、めっき皮膜中の鉛含有量が1000ppmを超えるもの 	即時 (2006年2月1日から)
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> 適用除外項目に記載されている以外の用途に使用されるガラス マイクロプロセッサの端子とパッケージの接合に使用されるはんだで、2種類を超える元素からなり、鉛の含有率が80wt%を超え、85wt%未満のもの 	2010年6月1日から
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> 125V ACあるいは250V DCより低い定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック 	2012年1月1日から
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> 無電解ニッケルめっき、無電解金めっき等の無電解めっき皮膜で、めっき皮膜中の鉛含有量が1000ppm以下のもの 	

規程番号	規程名	ページ	9/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 5

物質名:鉛及び鉛化合物		納入禁止時期										
対象												
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・部品、デバイスの接続用高融点はんだ(鉛が85wt%以上の有鉛はんだ) ・光学ガラス、フィルタガラス ・ブラウン管に使用されるガラス材 ・重量比で鉛が0.2%を超えない蛍光管のガラス ・電気・電子部品に使用される、ガラス、セラミック、またはそれぞれのマトリックス化合物(例えば、圧電素子) ただし、コンデンサの誘電セラミックは除く ・125V AC あるいは250V DC以上の定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック ・ICのフリップチップパッケージ内部の半導体チップと接続基板を接合するはんだ(C4バンプ下のはんだペーストを含む) ・EU 指令 69/493/EEC 付属書 (カテゴリ1、2、3および4)で定義されるクリスタルガラス <ul style="list-style-type: none"> ・各種合金の鉛含有許容濃度(*1) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合金の種類</td> <td style="padding-left: 100px;">鉛含有許容濃度</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">鋼材</td> <td style="padding-left: 100px;">0.35wt%以下</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">アルミニウム合金</td> <td style="padding-left: 100px;">0.4wt%以下</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">銅合金(真鍮、りん青銅も含む)</td> <td style="padding-left: 100px;">4wt%以下</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">はんだ(*2)</td> <td style="padding-left: 100px;">1000ppm以下</td> </tr> </table> <p>異方向性導電膜(ACF)および異方向性導電ペースト(ACP)にはんだを使用する場合、その誘電物質に許容濃度(*2)以下のはんだを使用のこと。</p>	合金の種類	鉛含有許容濃度	鋼材	0.35wt%以下	アルミニウム合金	0.4wt%以下	銅合金(真鍮、りん青銅も含む)	4wt%以下	はんだ(*2)	1000ppm以下	
合金の種類	鉛含有許容濃度											
鋼材	0.35wt%以下											
アルミニウム合金	0.4wt%以下											
銅合金(真鍮、りん青銅も含む)	4wt%以下											
はんだ(*2)	1000ppm以下											

許容濃度: 100ppm未満; [測定対象: プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキ]

測定基準:

(1) 前処理

- 主な前処理方法: 例えば IEC 62321:2008, EPA 3052:1996
- 密閉系酸分解法 (例えば、マイクロウェーブ分解法)
 - 酸分解法
 - 乾式灰化法

(注) 沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法など)で完全に溶解して溶液化することが必要である。

EN71-3:1994, ASTM F963-96a, ASTM F963-03, ASTM D 5517, ISO 8124-3:1997 に代表される溶出法は、前処理として不適用である。また、EN 1122:2001 は鉛に対する前処理法としては不適用である。

(2) 測定法

- 主な測定方法: 例えば IEC62321:2008
- 誘導結合プラズマ-発光分光分析法 (ICP-OES (ICP-AES))
 - 原子吸光分析法(AAS)
 - 誘導結合-プラズマ-質量分析法 (ICP-MS)

(注) 前処理と測定法の組み合わせにより、鉛の定量下限が 30 ppm未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。

規程番号	規程名	ページ	10/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 6

3)水銀及び水銀化合物

物質名:水銀及び水銀化合物		
解説:金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、水銀元素を有する全ての物質が対象範囲		
対象		納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・包装材料(P.17参照) ・塗料、インキ ・時計 ・水銀を接点に用いたりレー、スイッチ、センサ ・プラスチックへの調剤 	即時
	・レベル2、適用除外項目以外の全ての用途	即時 (2005年1月1日から)
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・冷陰極管(CCFL)および外部電極蛍光管(EEFL) : 長さが500mm以下のもの:一本当たりの含有量が3.5mg以上、5mg未満のもの 	2011年1月1日から
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・冷陰極管(CCFL)および外部電極蛍光管(EEFL) : 長さが500mm以下のもの:一本当たりの含有量が3.5mg未満のもの 長さが500mmを超え1500mm以下のもの:一本当たりの含有量が5mg未満のもの 長さが1500mmを超えるもの:一本当たりの含有量が13mg未満のもの ・高圧ガス放電ランプ(プロジェクターランプ等) 	

4)六価クロム化合物

物質名:六価クロム化合物		
解説:無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩などで、六価のクロム元素を有する全ての物質が対象範囲。		
対象		納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・包装部品・材料(5.2.(3).参照) 	即時
	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料、インキ、その他添加剤など部品、材料の成分として含まれる用途 ・めっき、化成処理などの表面処理(ねじ、鋼板など)において、被処理部位に残留している場合 	即時 (2005年1月1日から)

5)ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ナフタレン(PCN)、ポリ塩化ターフェニル(PCT)

物質名:ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ナフタレン(PCN)、ポリ塩化ターフェニル(PCT)		
対象		納入禁止時期
レベル1	・オイル入りトランス、コンデンサ、絶縁油、潤滑油、プラスチック難燃剤など、全ての用途	即時

6)短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)

物質名:短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)		
解説:「炭素鎖長10-13の短鎖型塩素化パラフィン」が対象		
対象		納入禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセサリを含む製品の外筐(キャビネット)、プリント配線板への用途。 	即時
	・上記以外の全ての用途	即時 (2006年2月1日から)

7)その他の有機塩素系化合物

物質名:その他の有機塩素系化合物		
対象		納入禁止時期
レベル3	・プラスチックへの難燃剤・可塑剤、プリント配線板などに用いられる難燃剤用途	

8)有機臭素系化合物 ポリブロモビフェニル(PBB)

物質名:ポリブロモビフェニル(PBB)		
対象		納入禁止時期
レベル1	・プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	即時

規程番号	規程名	ページ	11/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 6

9)有機臭素系化合物 デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)を含むポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)

物質名: デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)を含むポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)		
対象		納入禁止時期
レベル1	・プラスチックへの難燃剤など、全ての用途	即時
	・2002年12月以前から存在している金型を用いて製造される部品(欧州向け以外のTV、ディスプレイの筐体に限定) 2003年1月以降の新規金型部品は採用禁止とする	即時 (2005年1月1日から)

10)その他の有機臭素系化合物

物質名: その他の有機臭素系化合物		
対象		納入禁止時期
レベル3	・プラスチックへの難燃剤、プリント配線板などに用いられる難燃剤用途	

11)三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む)

物質名: 三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む)		
対象		納入禁止時期
レベル1	・塗料、インキ、防腐剤、かび防止剤など全ての用途	即時
注: 金属スズ、スズ合金、スズめっき、スズの無機化合物は該当しません		

12)ジブチルスズ(DBT)化合物

物質名: ジブチルスズ(DBT)化合物		
対象		納入禁止時期
レベル2	・プラスチックへの添加物など全ての用途 部品に使用される材料に対してスズの濃度が0.1wt%以上のもの	2011年7月1日から
注: 金属スズ、スズ合金、スズめっき、スズの無機化合物は該当しません		

13)ジオクチルスズ(DOT)化合物

物質名: ジオクチルスズ(DOT)化合物		
対象		納入禁止時期
レベル2	・繊維・布材料におけるスズの濃度が0.1wt%以上のもの	2011年7月1日から
注: 金属スズ、スズ合金、スズめっき、スズの無機化合物は該当しません		

14)石綿(アスベスト)

物質名: 石綿(アスベスト)		
対象		納入禁止時期
レベル1	・絶縁材、充填材など全ての用途	即時

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ	12/27
		改訂履歴	ISSUE 6

15)特定アゾ化合物

物質名: 特定アゾ化合物		
REACH規則 (EC) No 1907/2006・付属書XVII で引用される試験法に基づいて分解し、表5.2a のアミンが発生するアゾ化合物と表5.2a のアミン		
対象		納入禁止時期
レベル1	・人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分(イヤホン、ヘッドホン、ショルダーバックの肩パッド、ベルト、ストラップなど)の顔料に適用する。	即時
レベル3	・人体に持続的には触れないもの(リモートコマンダー・クッション、キャリングポーチ、マウスなど)	
試験法(参考) アゾ化合物を分解し、アミンを抽出する方法として、下記の方法がある。 1) EN 14362-1: 2003 2) CEN ISO/TS 17234: 2003 3) EN 14362-2: 2003		

表5.2a
特定アミン化合物の一覧

CAS No.	アミン
92-67-1	4-アミノジフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン; 4-クロロ-2-メチルアニリン
91-59-8	2-ナフチルアミン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン
99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン; 5-ニトロ-o-トルイジン
106-47-8	p-クロロアニリン
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-メチレンジアニリン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン; 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン
120-71-8	p-クレシジン; 6-メトキシ-m-トルイジン
101-14-4	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
101-80-4	4,4'-オキシジアニリン
139-65-1	4,4'-チオジアニリン; 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
95-53-4	o-トルイジン
95-80-7	2,4-トルイレンジアミン; 4-メチル-m-フェニレンジアミン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
90-04-0	o-アニシジン
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン

規程番号	規程名	ページ	13/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 4

16)ホルムアルデヒド

物質名:ホルムアルデヒド		
対象		納入禁止時期
レベル1	・ 欧州向け製品に組み込んで使用される、繊維板(ファイバーボード)、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品(スピーカ、ラックなど)	即時
	・ 欧州向け以外の製品に組み込んで使用させる、繊維板(ファイバーボード)、パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品(スピーカ、ラックなど)	即時 (2005年1月1日から)
<p>基準値(放出濃度): 下記試験法のいずれかの方法による</p> <p>1) チャンバー法 気中濃度 12m³、1m³または0.0225m³の気密試験槽で0.1ppm以下(0.124mg/m³以下)</p> <p>2) パーフォレータ法 表面処理なしのパーティクルボード100gあたり6.5mg以下(6ヶ月間の平均値) 表面処理なしの繊維板100gあたり7.0mg以下(6ヶ月間の平均値) または 表面処理なしのパーティクルボード、繊維板100gあたり8.0mg以下 (EN120に従い1回の測定値)</p> <p>3) デシケータ法 平均0.5mg/1以下、最大0.7mg/1以下(N=2で平均値、最大値を確認する)</p>		
<p>測定法: チャンバー法 EN 717-1:2004 パーフォレータ法 EN 120:1992 デシケータ法 JIS A 5905 (Fiberboards)、JIS A 5908 (Particleboards)</p>		

17)ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC混合物

物質名:ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC混合物		
対象		納入禁止時期
レベル1	・ 非接触ICカード(FeliCa)用基材	即時(当初から不使用)
	・ パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルオーディオ用キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地及びコーティング剤(業務用は除く)	即時
	・ アクセサリー、接続コード等を束ねる結束バンド	即時(2002年7月1日から)
	・ 製品および製品に同梱されるアクセサリー等に用いられる包装材(袋、テープ、カートン、ブリスタパックなど)	即時(2005年1月1日から)
	・ 熱収縮チューブ	即時(2005年4月1日から)
	・ 木製スピーカの外装に使用されるシート、ラミネート ・ 絶縁版、化粧版、ラベル、シート、ラミネート ・ フレキシブルフラットケーブル(FFC)	即時(2007年4月1日から)
	・ 車載機器取付け用吸着盤	即時(2010年4月1日から)

規程番号	規程名	ページ	14/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 6

物質名: ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC混合物		
対象		納入禁止時期
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・接続コード(1): ウェアラブル機器用コード(イヤホン、ヘッドホン、イヤホンマイク用ケーブルなど) ・機器内外部に使用する絶縁及び保護用のコート、絶縁チューブ、キャリングベルト、スぺーサ、ホルダ、カバー、ダクトなど ・日本、米国、カナダ向け電源コード(プラグ、コネクタ、コードブッシュを含む): (2P、3P) ・コード付コネクタなど線材を用いた部品、モータリードなど機内配線材 ・接続コード(2): USB用コード、i.LINK用コード、ビデオコード、ACアダプター2次リード、平形電線、多芯複合ケーブル、スピーカコードなど ・ハーネス、加工線材(同軸ケーブル、平形電線、二重被覆電線、シールド線など) ・業務用エレクトロニクス製品用キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地およびコーティング剤 ・印画紙 ・コンデンサ/電源スイッチ/ヒューズ用途の絶縁キャップ ・部品納入者が部品包装に用いるトレイ、マガジンスティック、リール、エンボスキャリアテープなど ・機内用配線止め(金属をポリ塩化ビニルでコーティングしたもの) <p>レベル1および適用除外項目以外の部品</p>	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂用バインダ ・高圧ビニル電線 ・絶縁テープ ・スピーカグリル ・電源コード(レベル3以外向けの仕向け) ・レベル1～3で指定された部品以外で、塩化ビニル共重合およびポリ塩化ビニルと他のポリマーのブレンド品を使用した部品 ・トランスリード部(ワニス含浸するもの) ・カールコード ・AWG36以上の極細電線 ・業務用機器で汎用品が使用できないケーブル(放送局用カメラケーブル、マイクケーブルなど) 	

18)酸化ベリリウム

物質名: 酸化ベリリウム		
対象		納入禁止時期
レベル1	・ 全ての用途	即時 (2008年4月1日から)

19)ベリリウム銅

物質名: ベリリウム銅		
対象		納入禁止時期
レベル3	・ 全ての用途	

規程番号	規程名	ページ	15/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 3

20)特定フタル酸エステル(DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP、DNHP)
表5.2bの物質が対象

物質名:特定フタル酸エステル(DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP、DNHP)		
対象		納入禁止時期
レベル3	・ ケーブル被覆、コード被覆およびそれらのプラグ、コネクタ部に使用されるポリ塩化ビニル樹脂の可塑剤用途	

表5.2b 特定フタル酸エステル(フタレート)の一覧

略称	CAS No.	名称
DEHP	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
DBP	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル
BBP	85-68-7	フタル酸n-ブチルベンジル
DINP	28553-12-0 68515-48-0	フタル酸ジ-i-ノニル
DIDP	26761-40-0 68515-49-1	フタル酸ジ-i-デシル
DNOP	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル
DNHP	84-75-3	フタル酸ジ-n-ヘキシル

21)ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)

物質名:ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)		
対象		納入禁止時期
レベル1	・ 冷媒、断熱材等の製品に搭載する全ての用途	即時 (2008年4月1日から)

22)パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)

物質名:パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)		
対象		納入禁止時期
レベル1	・ 適用除外を除く全ての用途	即時
適用除外	・ 業務用写真フィルム ・ 半導体用のレジスト	

23)特定ベンゾトリアゾール

物質名:特定ベンゾトリアゾール		
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(CAS No. 3846-71-7)が対象		
対象		納入禁止時期
レベル1	下記に用いられる紫外線防止剤、紫外線吸収剤用途 ・ 化粧板 ・ 印画紙 ・ 成形したプラスチック製品	即時 (2008年4月1日から)

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	16/27 ISSUE 3
----------------------	---------------------	-------------	------------------

24)塩化コバルト

物質名: 塩化コバルト		
対象		納入禁止時期
レベル1	・ 乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬	即時 (2009年4月1日から)
レベル2	・ 湿度インジケータ (注)湿度インジケータとは、塩化コバルトを紙などに含浸させたタイプのもの	2011年4月1日から

25)オゾン層破壊物質 (ODS)

物質名: オゾン層破壊物質 (ODS)		
対象		納入禁止時期
レベル1	・ 冷媒・断熱材等の製品に搭載される全ての用途 ・ ODS で洗浄加工・発泡加工等が施された部品・材料	即時

表5.2c オゾン層破壊物質 (ODS)の一覧

CAS No.	名称
75-69-4	CFC-11; トリクロロフルオロメタン
75-71-8	CFC-12; ジクロロフルオロメタン
76-13-1	CFC-113; トリクロロフルオロエタン
76-14-2	CFC-114; ジクロロテトラフルオロエタン
76-15-3	CFC-115; クロロペンタフルオロエタン
353-59-3	ハロン-1211; プロモクロロジフルオロメタン
75-63-8	ハロン-1301; プロモトリフルオロメタン
124-73-2	ハロン-2402; ジプロモテトラフルオロエタン
75-72-9	CFC-13; 塩化フッ化メタン
354-56-3	CFC-111; ペンタクロロフルオロエタン
76-12-0	CFC-112; テトラクロロジフルオロエタン
422-78-6	CFC-211; ヘプタクロロフルオロプロパン
3182-26-1	CFC-212; ヘキサクロロジフルオロプロパン
2354-06-5	CFC-213; ペンタクロロトリフルオロプロパン
29255-31-0	CFC-214; テトラクロロテトラフルオロプロパン
4259-43-2	CFC-215; トリクロロペンタフルオロプロパン
661-97-2	CFC-216; ジクロロヘキサフルオロプロパン
422-86-6	CFC-217; クロロヘプタフルオロプロパン
56-23-5	四塩化炭素; テトラクロロメタン
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン; メチルクロロホルム

26)フマル酸ジメチル(DMF)

物質名: フマル酸ジメチル (DMF)		
CAS No. 624-49-7 の物質が対象		
対象		納入禁止時期
レベル1	・ 防カビ剤、乾燥剤など全ての用途	即時(2010年4月1日から)

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	17/27 ISSUE 5
----------------------	---------------------	-------------	------------------

5.2.(3) 包装部品・材料に関する事項

物質名: 重金属 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)	
解説: 5.2.(2) 環境管理物質の管理水準の規定に加えて、法の規定に基づき以下の条件を満たす	
対 象	
レベル1	・表5.3 記載の包装部品・材料が対象
納入禁止時期	即時
適用除外	・輸送業者または部品納入業者が所有する通函
許容濃度: ・水銀、カドミウム、六価クロム、鉛の重金属の許容濃度は、包装を構成する各部材・インキ・塗料ごとに、重金属の合計100ppm未満とする。但し、プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキの部位にもおけるカドミウム、鉛の許容濃度は、カドミウムおよびカドミウム化合物、鉛および鉛化合物の規定も満足すること。 【主なプラスチック部位: 把手、ポリ袋、緩衝材、フィルム、トレイ、リール、テープ、マガジンスティック(ストッパを含む)、結束バンドなど】	
<p>(1)六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4元素合計で100ppm未満であることを確認する。この場合カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。</p> <p>(2)もし、4元素合計で100ppm以上の場合は、まずカドミウム、鉛、水銀の含有量の合計が100ppm未満であることを確認する。</p> <p>(3)さらに、六価クロムの検出判定を行い、最終的に六価クロムが検出されないことを確認する。</p>	
測定基準: (1)前処理 カドミウム、鉛についてはプラスチック中のカドミウム(P.7)、鉛(P.8)の方法に準ずる。 総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(P.7)の方法に準ずる。 水銀については主に下記の3種類の方法が挙げられる。 1. 密閉容器内での加圧酸分解法(マイクロウェーブ分解法(例えばEPA 3052:1996あるいはIEC 62321:2008)) 2. 加熱気化-冷原子吸光法(例えばIEC 62321:2008) 3. 還流冷却器付き分解フラスコ(ケルダール法)を用いた、硫酸、硝酸での湿式分解法などを用いる。 いずれの方法においても、水銀が揮散しないよう注意を払うこと。また、沈殿物が生じた場合は何らかの方法で溶解して溶液化することが必要である。 <p>(2)測定装置 カドミウム、鉛についてはプラスチック中のカドミウム(P.7)、鉛(P.8)の方法に準ずる。 水銀については、プラスチック中のカドミウム(P.7)、(P.8)の方法と同様であるが、予め低濃度の混入が予想される場合、還元気化原子吸光法、あるいは水素化発生装置付きICP-AES(ICP-OES)、ICP-MS法による分析が適当と考えられる。</p>	
六価クロムの検出判定 (包装材料について、カドミウム、鉛、水銀、総クロムの4元素合計が100ppm以上になった場合の確認方法)	
検出方法: (1)前処理 溶出法(沸騰水抽出法、アルカリ抽出法(例えばEPA 3060AあるいはIEC 62321:2008 Annex C)) (2)測定法 紫外-可視吸光度法(例えばEPA 7196AあるいはIEC 62321:2008 Annex C)	
この測定基準において、前処理と測定装置の組み合わせにより、定量下限が単独で水銀5ppm未満、カドミウム5ppm未満、総クロム5ppm未満、鉛30ppm未満であることをそれぞれ保証できるものであれば良いものとする。なお、カドミウム、総クロム、鉛はAAS以外の方法で同時に分析可能である。	

規程番号	規程名	ページ	18/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE2

表5.3 包装部品・材料の識別の具体例

加賀コンポーネント製品に使用及び調達材料梱包等に用いられるもの	
PACKAGING	
1. カートン(箱)	あらゆる材料でできた個装、サブマスターカートン、マスターカートン
2. 緩衝材	
3. 保護袋(シート)	発泡プラスチック又は不織布など
4. ポリ袋	
5. 封筒	保証書用封筒など
6. プリスターパック	
7. フィルム	液晶ディスプレイの表面などに貼る保護フィルムを含む
8. 仕切り/スペーサ	
9. 印刷インキ	包装材の印刷に用いるもの
10. 粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、また可動部の保護・固定に用いるもの
11. ラベル	包装材の貼り付けに用いる現品表やバーコードラベル等
12. 結束バンド	PPバンドなど
13. 化粧箱	
14. マガジンスティック	製品などの輸送に用いられるもの
15. トレイ	
16. リール	

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	19/27 ISSUE 5
----------------------	---------------------	-------------	------------------

5.2.(4) 電池に関する事項(製品同時梱包及び別売りなど全ての商流に適用する)

電池に関する事項

物質名:重金属 (カドミウム、鉛、水銀)			
解説:金属、合金、無機化合物、有機化合物、無機塩、有機塩など、カドミウム/鉛/水銀元素を有する全ての物質が対象範囲			
対象		納入禁止時期	
レベル1	Cd	・ニッケル/カドミウム電池。	即時 (2007年1月1日から)
		・「電池」で、電池に対する重量比 0.002%以上のもの。 ・「電池パック」で、電池に対する重量比 0.002%以上のもの。	即時 (2008年4月1日から)
		・マンガン電池、アルカリ電池およびニッケル水素(Ni-MH)二次電池で電池に対する重量比 0.001%以上のもの	即時 (2010年4月1日から)
		・機器に固定的に組み込まれる「電池」および「電池パック」の場合は、電池に対する重量比 0.0005%以上のもの	即時 (2010年4月1日から)
	Pb	・「電池」で、電池に対する重量比 0.4%以上のもの。 ・「電池パック」で、電池に対する重量比 0.4%以上のもの。	即時 (2005年4月1日から)
		・マンガン乾電池およびアルカリマンガン乾電池で、電池に対する重量比 0.2%以上のもの	即時 (2008年4月1日から)
		・機器に固定的に組み込まれる「電池」および「電池パック」の場合は、電池に対する重量比 0.1%以上のもの	即時 (2010年4月1日から)
	Hg	・「ボタン型電池」で、電池に対する重量比 2%以上のもの。 ・「ボタン型電池」以外の「電池」で、電池に対する重量比 0.0005%以上のもの。 ・「電池パック」で、電池に対する重量比 0.0005%以上のもの。	即時
・マンガン乾電池およびアルカリマンガン乾電池で、電池に対する重量比 0.0001%以上のもの		即時 (2008年4月1日から)	

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 20/27
		改訂履歴 ISSUE 3

5.3 適用除外リスト

No.	JGPSSI 物質群No.	大分類	化学物質群	対象・適用範囲										
1	A05	金属 及び 金属化合物	カドミウム 及びその化合物	・高信頼性が要求される電気接点のめっきで代替材がないもの ・フィルタガラス										
2	A07		六価クロム化合物	・吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システム防錆剤										
3	A09		鉛及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・部品、デバイスの接続用高融点はんだ (鉛が85wt%以上の有鉛はんだ) ・光学ガラス、フィルタガラス ・ブラウン管に使用されるガラス材 ・重量比で鉛が 0.2%を超えない蛍光管のガラス ・電気・電子部品に使用される、ガラス、セラミック、またはそれぞれのマトリックス化合物(例えば圧電素子) ただし、コンデンサの誘電セラミックは除く ・125V AC あるいは 250V DC 以上の定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック ・ICのフリップチップパッケージ内部の半導体チップと接続基板を接合するはんだ (C4パンプ下のはんだペーストを含む) ・EU 指令 69/493/EEC 付属書 (カテゴリ 1,2,3および4)で定義されるクリスタルガラス <table border="0"> <tr> <td>各種合金の鉛含有許容濃度 (合金の種類)</td> <td>(鉛含有許容濃度)</td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>0.35wt%以下</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金</td> <td>0.4wt%以下</td> </tr> <tr> <td>銅合金(真鍮、りん青銅も含む)</td> <td>4wt%以下</td> </tr> <tr> <td>はんだ</td> <td>1000ppm以下</td> </tr> </table>	各種合金の鉛含有許容濃度 (合金の種類)	(鉛含有許容濃度)	鋼材	0.35wt%以下	アルミニウム合金	0.4wt%以下	銅合金(真鍮、りん青銅も含む)	4wt%以下	はんだ	1000ppm以下
各種合金の鉛含有許容濃度 (合金の種類)	(鉛含有許容濃度)													
鋼材	0.35wt%以下													
アルミニウム合金	0.4wt%以下													
銅合金(真鍮、りん青銅も含む)	4wt%以下													
はんだ	1000ppm以下													
4	A10	水銀及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・冷陰極管(CCFL)および外部電極蛍光管(EEFL) : 長さが500mm以下のもの:一本当たりの含有量が3.5mg以上、5mg未満のもの 長さが500mmを超え、1500mm以下のもの:一本当たりの含有量が5mg未満のもの 長さが1500mmを超えるもの:一本当たりの含有量が13mg未満のもの ・高圧ガス放電ランプ(プロジェクターランプ等) 											
5	B07	ハロゲン系 有機化合物	ポリ塩化ビニル(PVC) 及びPVC混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂用バインダ ・高圧ビニル電線 ・絶縁テープ ・スピーカグリル ・電源コード(レベル3以外の仕向け) ・レベル1~3で指定された部品以外で、塩化ビニル共重合およびポリ塩化ビニルと他のポリマーのブレンド品を使用した部品 ・トランスリッド部(ワニス含浸するもの) ・カールコード ・AWG36以上の極細電線 ・業務用機器で汎用品が使用できないケーブル(放送用カメラケーブル、マイクケーブルなど) 										
6	-	有機フッ素 化合物	パーフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用写真フィルム ・半導体用のレジスト 										

規程番号 HS - Q3 - 07	規程名 グリーン調達ガイドライン	ページ 改訂履歴	21/27 ISSUE 3
----------------------	---------------------	-------------	------------------

5.4 含有の可能性が高い用途一覧【参考】

含有物質	主な用途
水銀およびその化合物	電池、蛍光灯、電極、バルンサー、水銀電池、防腐剤、乾電池、顔料、農薬、水銀灯、金属エッチング、フェルト、触媒、防黴剤、殺菌剤
鉛およびその化合物	X線遮蔽シート、耐硫酸性材料、快削鋼、黄銅、青銅、半田、半田メッキ、ヒューズ、顔料、着色剤、ゴム加硫促進剤、ガラス、ゴム硬化剤、塗料、赤外線検出器、半導体、防錆顔料、塩ビ安定剤、ゴム配合剤、プラスチック安定剤、ろう付け材、電気的接続、固体潤滑剤、鉛蓄電池、印刷、写真、耐蝕表面処理、めっき欲、鉛精練、電池、染色、マッチ、硬化剤、ペイントの乾燥剤、セラミック、ガラスの着色、酸化剤
カドミウムおよびその化合物	Ag/Cd接点材、メッキ、低融点半田、ヒューズ、顔料(黄色)、アルカリ電池、塩ビの安定剤、塗料、半導体、インキ、ニッケル・カドミウム電池
六価クロム化合物	顔料、メッキ、化成処理液、防錆剤、インキ、表面処理剤、セラミック用着色剤、触媒、皮なめし、写真、媒染剤、腐食防止、塗料、耐食剤
塩化ビニル樹脂(PVC)	電線被覆樹脂、収縮チューブ、塩ビ鋼板、塩ビ樹脂
ホルムアルデヒド	防腐剤、モノマー(フェノール樹脂、メラミン樹脂等)
パーフルオロオクタン スルホン酸(塩を含む) (PFOS)	<ul style="list-style-type: none"> ・液体 例: 洗剤、洗浄剤、エッチング液、各種処理剤、絶縁油 ・塗料および塗装されたもの 例: PC鋼板、粉末塗装、顔料、染料 ・インク及び印刷されたもの 例: 電極、抵抗体、アンテナ ・表面処理剤および表面処理されたもの 例: メッキ品、メッキ材料、反射防止材、保護膜 ・成型品および成型材料 例: プリント基板、セラミック基板、樹脂、摺動材、スペーサ ・はんだ関係 例: フラックス、クリームはんだ ・工程用副資材 例: グリス、離型材、シール材、潤滑油、接着剤
ジブチルスズ(DBT)化合物	・触媒、安定剤、酸化防止剤
ジオクチルスズ(DOT)化合物	・触媒、安定剤、酸化防止剤
酸化ベリリウム	・ヒートシンク
特定ベンゾトリアゾール	・紫外線防止剤、紫外線吸収剤
塩化コバルト	・乾燥剤(シカゲル等)に使用される湿度指示薬
フマル酸ジメチル(DMF)	・防黴剤、乾燥剤など

5.5 レベル1使用禁止物質及びその閾値

	レベル1 使用禁止物質	判定基準	閾値(ppm未満)	
			プラスチック材料	プラスチック以外
1	カドミウム及びカドミウム化合物	意図的含有無きこと	5	100
2	鉛及び鉛化合物	意図的含有無きこと	100	1000
3	水銀及び水銀化合物	意図的含有無きこと	1000	1000
4	六価クロム化合物	意図的含有無きこと	1000	1000
5	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	意図的含有無きこと	-	-
	ポリ塩化ナフタレン(PCN)	意図的含有無きこと	-	-
	ポリ塩化ターフェニル(PCT)	意図的含有無きこと	-	-
6	短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)	意図的含有無きこと	-	-
7	特定有機臭素系化合物 ポリプロモビフェニル(PBB)	意図的含有無きこと	1000	1000
8	特定有機臭素系化合物 ポリプロミジフェニルエーテル(PBDE)	意図的含有無きこと	1000	1000
9	三置換有機スズ化合物(トリアルキルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む)	意図的含有無きこと	-	-
10	石綿(アスベスト)	意図的含有無きこと	-	-
11	特定アゾ化合物	意図的含有無きこと	-	-
12	ホルムアルデヒド	意図的含有無きこと	-	-
13	ポリ塩化ビニル(PVC)	意図的含有無きこと	-	-
14	酸化ベリリウム	意図的含有無きこと	-	-
15	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	意図的含有無きこと	-	-
	パーフルオロカーボン(PFC)	意図的含有無きこと	-	-
16	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	意図的含有無きこと	1000又は1 µg/m ²	1000又は1 µg/m ²
17	特定ベンゾトリアゾール	意図的含有無きこと	-	-
18	重金属(カドミ・鉛・水銀・六価クロム)	意図的含有無きこと	/	100 (製品包装のみ)
19	塩化コバルト	意図的含有無きこと		-
20	オゾン層破壊物質(ODS)	意図的含有無きこと	-	-
21	ジブチルスズ(DBT)化合物	意図的含有無きこと	-	-
22	ジオクチルスズ(DOT)化合物	意図的含有無きこと	-	-
23	フマル酸ジメチル(DMF)	意図的含有無きこと	-	-

注: 1. プラスチック材料は、ゴム、塗料、インキを含みます。

2. 適用除外については、5.2.(2)環境管理物質の管理水準および5.3適用除外リストを参照願います。

規程番号	規程名	ページ	23/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 6

5.6 物質と各国・地域の法規制

注)2010年2月現在、確認した内容です。改訂版および付属書が有る場合は、それについても参照のこと。
 なお、法規制の内容は変更される場合があるため、詳細の確認はそれぞれの法規制の最新版をご参照ください。

物質名	法規制
カドミウムおよびカドミウム化合物	EU・REACH規則 (EC) No 1907/2006
	EU・RoHS指令(2002/95/EC)
	EU・電池指令(2006/66/EC)
鉛および鉛化合物	EU・RoHS指令(2002/95/EC)
	EU・電池指令(2006/66/EC)
	アルゼンチン・ポータブル電気エネルギー法律 26, 184 号 および決議 14/2007
水銀および水銀化合物	EU・RoHS指令(2002/95/EC)
	EU・電池指令(2006/66/EC)
	中国・電池製品水銀含有量の制限に関する規定
	中国・輸出入電池製品水銀含有量検査に関する監督管理規制
六価クロム化合物	EU・RoHS指令(2002/95/EC)
ポリ塩化ビフェニル(PCB) ポリ塩化ナフタレン(PCN) ポリ塩化ターフェニル(PCT)	EU・REACH規則 (EC) No 1907/2006
	日本・化学物質審査規制法 第1種特定化学物質 など
短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)	ノルウェー・特定有害化学物質の使用等に関する規制
ポリプロモビフェニル(PBB)	EU・REACH規則 (EC) No 1907/2006
	EU・RoHS指令(2002/95/EC)
ポリプロモジフェニルエーテル(PBDE)	EU・REACH規則 (EC) No 1907/2006
	EU・RoHS指令(2002/95/EC)
三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物含む)	EU・REACH規則 (EC) No 1907/2006
	日本・化学物質審査規正法 第1種/第2種特定化学物質 など
ジブチルスズ (DBT) 化合物	EU・REACH規則 (EC) No 1907/2006
ジオクチルスズ (DOT) 化合物	EU・REACH規則 (EC) No 1907/2006
石綿(アスベスト)	日本・労働安全衛生法
	ドイツ・化学品禁止規則(ChemVerbotsV)
ホルムアルデヒド	ドイツ・化学品禁止規則(ChemVerbotsV)
	デンマーク・指令No.289
特定アゾ化合物	EU・REACH規則 (EC) No 1907/2006

物質名	法規制
重金属(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム)	EU・包装及び包装廃棄物に関する指令(94/62/EC) アメリカ合衆国・ニューヨーク州など16州・包装材重貴金属規制
酸化ベリリウム	EU・WEEE指令(2002/96/EC)及びEU・EU指令(1999/45/EC)
ハイドロフルオロカーボン(HFC), パーフルオロカーボン(PFC)	EU・EU規則(2006/842/EC) デンマーク・指令 No.552 スイス・化学品リスク軽減政令(ORRChem)
パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)	EU・REACH規則(EC) No 1907/2006
特定ベンゾトリアゾール塩化コバルト	日本・化学物質審査規制法 第1種特定化学物質 EU・REACH規則(EC) No 1907/2006
オゾン層破壊物質(ODS)	EU・EU規則(EC)No.2037/2000 日本・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 アメリカ合衆国・大気浄化法(1990年改正) インドネシア・Regulation of the Minister of Industry of the Republic of Indonesia No.33/M-IND/PER/4/2007 dated April 17,2007
フマル酸ジメチル(DMF)	EU・欧州委員会決議(2009/251/EC)

6. 環境関連物質の調査手順

6.1 運用目的

グリーン調達の必要性を認識し、グリーン調達推進のための調査にかかわる所用時間の短縮、調査労力の軽減、回答品質の向上を目的とします。

6.2 適用範囲

本手順の適用範囲は、「2項の適用範囲」に基づきます。

6.3 用語の定義

本手順書の用語の定義は、「3項の用語の定義」に基づきます。

6.4 具体的な調査方法

(1) 当社の製品を構成する調達部品に含有する環境関連物質有無の調査

調査フォーマット

・アークティクルは“JAMP AIS”

・化学物質、調剤は“JAMP MSDSplus”でお願いします。

下記WebサイトからJAMP AIS作成手順書、JAMP AIS支援ツール、JAMP AIS支援ツール操作説明書等をダウンロードし、それぞれに基づいて調査回答をお願いします。

その後、原材料、生産工程等の変更等が発生する場合は弊社担当部門あて、所定手続を行ってください。

「アークティクルマネジメント推進協議会(JAMP)」のホームページ

<http://www.jamp-info.com/ais>

AISに関する資料

<http://www.jamp-info.com/msds>

MSDSplusに関する資料

得意先からの要求によっては“JGPファイル”にて調査をお願いする場合も有ります。

下記Webより必要な資料をダウンロードして調査回答をお願いします。

「グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)」のホームページ

<http://jgpssi.jp/>

(2) 使用・含有物質の調査

使用・含有物質の有無が、取引先で不明な場合は、製造委託会社、原材料メーカー等会社、更には原材料メーカー等に遡って調査してください。

(3) 環境管理データの提出

・新規採用部品・・・下記データをすべて調査担当部門へ提出してください。

・新規採用部品以外・・・要求に応じてデータを調査担当部門へ提出してください。

規程番号	規程名	ページ	26/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 6

「JAMP AIS入力支援ツール」を使用して作成されたデータ(JAMP AIS)をXML形式で提出してください。

成分表もしくは製品安全データシート(MSDS)
 製品に使用される全ての部品・原材料の成分表をメーカーより入手し、物質毎の含有量を把握し、要求に応じて納入する部品の成分表を提出してください。
 原材料の場合は、JAMP MSDSplusもご提出願います。
 原材料の例:ワニス、半田、接着剤、塗料等

ICPデータ

- ・プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキについては、6物質のICPデータ
- ・金属については、4物質(Cd, Pb, Hg, Cr⁺⁶)のICPデータを提出してください。

ICP測定物質・・・ カドミウム及びその化合物(Cd)
 鉛及びその化合物(Pb)
 水銀及び水銀化合物(Hg)
 六価クロム化合物(Cr⁺⁶)
 ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)
 ポリブロモビフェニル(PBB)

ICPデータの有効期限

ICPデータの有効期限は、原則として分析日より1年と致します。

尚、原材料、製造工程等の変更が無い場合は、「製品に含まれるRoHS禁止物質に関する保証書」(HS-Q3-07様式-3)の提出でも結構です。

* 原材料、製造工程の変更とは

- ・原材料及び材料の変更
- ・原材料メーカー及び材料メーカーの未変更
- ・製造工場及び製造工程の変更

不使用証明書

当社が使用を禁止している“管理水準レベル1”の物質を使用していないことを保証して頂くために「製品に含まれる環境関連物質に関する保証書」(HS-Q3-07様式-2)を提出してください。

(4)グリーン調達 取引先調査

「グリーン調達 取引先調査表」(HS-Q3-07様式-1)にご記入頂き、ご提出ください。
 この調査表は定期的(1回/年)に実施いたします。

新規取引先様については、取引開始時に調査し、その後は定期的に(1回/年)実施いたします。

規程番号	規程名	ページ	27/27
HS - Q3 - 07	グリーン調達ガイドライン	改訂履歴	ISSUE 1

(5) 調達品の当社における確認の実施

納入頂きました調達部品につきましては、定期的に当社にて環境管理物質の含有の有無を確認致します。

カドミウム(Cd)、鉛(Pb)、水銀(Hg)、クロム(Cr)、臭素(Br)について社内にて蛍光X線分析装置にて確認致します。

蛍光X線分析にて含有の疑いがある場合には、ICPデータの提出をお願いします。

グリーン調達 取引先調査表

1. 取引先情報

記入年月日	
会社名	
事業所名	
部署	
記入者	
連絡先Tel	
連絡先Fax	
連絡先住所	
E-mail	

2. 製造会社情報

記入年月日	
会社名	
事業所名	
部署	
記入者	
連絡先Tel	
連絡先Fax	
連絡先住所	
E-mail	

3. 環境マネジメントシステムに関する項目 (ISO14001等の取得状況)

該当するものに	詳細(“1”または“2”と回答された場合、ご記入願います)
1. 取得済み	取得年月日: 年 月 日 登録番号:
2. 取得予定有り	認証機関:
3. 取得予定なし	審査予定日: 年 月 日 受審機関:

- 注1: EMSの取得につきましては、ISO14001以外、第三者認証(エコアクション21等)も含まれます。
- 注2: “1”または“2”と回答された場合は、「5. 弊社納入部材に含有する化学物質の管理」にご回答ください。
- 注3: “3”と回答された場合は、「4. 環境保全への取り組みに関して」、「5. 弊社納入部材に含有する化学物質の管理」にご回答ください。

4. 環境保全への取り組みに関して

調査項目	評価基準	回答
環境保全の理念	環境保全に対する企業理念や環境方針がありますか。	
	環境保全を推進する組織や委員会がありますか。	
	企業理念や環境方針を全従業員に周知し、文書化されていますか。	
法規制の遵守	事業活動に関する環境法規制や条例などを入手し管理する組織・責任者が明確になっていますか。	
	事業活動に関する環境法規制や条例などが明確になっていますか。	
	事業活動に関する環境法規制や条例などを遵守していますか。	
組織と計画	環境に関する目的・目標があり、文書化されていますか。	
	環境に関する目的・目標を達成するための計画はありますか。	
	目的・目標を達成するための組織、責任者が明確になっていますか。	
環境負荷の削減	環境に関する内部監査を実施していますか。	
	有害化学物質使用の削減、全廃の取り組みをしていますか。	
	エネルギーの使用削減への取り組みをしていますか。	
教育・啓発	廃棄物削減への取り組みをしていますか。	
	従業員に対し環境関連の教育や啓発をおこなっていますか。	

回答欄: 該当は 、非該当はX、対象外は-

5. 弊社納入部材に含有する化学物質の管理

調査項目	評価基準	回答
製品	製品に含有している環境負荷物質の管理基準はありますか。	
	製品に含有している環境負荷物質の削減取り組みをしていますか。	
生産工程	生産工程中で環境負荷物質の削減取り組みをしていますか。	
梱包	製品の梱包材の環境負荷物質の削減取り組みをしていますか。	

回答欄: 該当は 、非該当はX、対象外は-

加賀コンポーネント株式会社 御中

年 月 日

貴社名:

部署名:

社印

責任者:

製品に含まれる環境関連物質に関する保証書 (Ver.9)

貴社に納品する部品・副資材及びユニット部品の使用材料、包装材及び製造工程における添加剤について管理水準レベル1(禁止物質)の物質とその用途がない事を証明致します。
レベル1対象(物質・用途)については、グリーン調達ガイドライン(HS-Q3-07)を参照

【レベル1使用禁止物質】

1. カドミウム及びカドミウム化合物
2. 鉛及び鉛化合物
3. 水銀及び水銀化合物
4. 六価クロム化合物
5. ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ナフタレン(PCN)、ポリ塩化ターフェニル(PCT)
6. 短鎖型塩素化パラフィン(SCCP)
7. 特定有機臭素系化合物: ポリブロモビフェニル(PBB)
8. 特定有機臭素系化合物: ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)
9. 三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)化合物・トリフェニルスズ(TPT)化合物含む)
10. 石綿(アスベスト)
11. 特定アゾ化合物
12. ホルムアルデヒド
13. ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物
14. 酸化ベリリウム
15. ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)
16. パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む)(PFOS)
17. 特定ベンゾトリアゾール
18. 重金属(カドミ・鉛・水銀・六価クロム)
19. 塩化コバルト
20. オゾン層破壊物質(ODS)
21. ジブチルスズ(DBT)化合物
22. ジオクチルスズ(DOT)化合物
23. フマル酸ジメチル(DMF)

【対象製品】

品名	納入品番(加賀コンポーネントへの納入品番)

加賀コンポーネント株式会社 御中

年 月 日

貴社名:

部署名:

責任者:

社印

製品に含まれるRoHS禁止物質に関する保証書

貴社に納品する部品・副資材及びユニット部品に使用する材料に対して、前回提出した高精度分析データ(ICPデータ)による分析以降の「原材料、製造工程」等の変更をおこなっておらず、納入製品へのRoHS禁止物質の混入が無いことを保証いたします。

— 記 —

【RoHS禁止物質】

1. カドミウム及びカドミウム化合物
2. 鉛及び鉛化合物
3. 水銀及び水銀化合物
4. 六価クロム化合物
5. 特定有機臭素系化合物: ポリプロモビフェニル(PBB)
6. 特定有機臭素系化合物: ポリプロモジフェニルエーテル(PBDE)

【材料、製造工程等の未変更】

1. 原材料及び材料
2. 原材料メーカー及び材料メーカー
3. 製造工場及び製造工程

【対象製品】

品名	納入品番(加賀コンポーネントへの納入品番)